

沼津市教育大綱



はじめに

本市は、豊かな自然と多彩な歴史・文化に加え、駿河湾越しに望む富士山や箱根、伊豆の中心に位置するとともに、首都圏にアクセスしやすい地理的優位性を有しているなど、持続可能な発展に向けた高いポテンシャルを備えています。

人口減少や少子高齢化が一層進み、様々な分野における技術革新や国際化の進展など、社会情勢が目まぐるしく変化する中、住んでみたい、住み続けたいと思われるような、魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、本市の有するポテンシャルを最大限活用した「まちづくり」と「人づくり」を一体的に進めていくことが必要です。

さらには、かつてない感染症の脅威を経験し、社会の仕組みや価値観などが大きく変わろうとする中、教育の分野においても、新しい生活様式を踏まえつつ、変化に即した対応が求められています。

こうしたことから、沼津市総合教育会議における協議を踏まえ、新たな教育大綱を策定したものであり、市民と行政、市長部局と教育委員会が一体となって「人・まち・自然が調和し、躍動するまち」を目指し、本大綱に示す基本的な方針の具現化を図ってまいります。

令和2年12月

沼津市長 頼重 秀一

目的・趣旨

「誇り高い沼津を創造する ^{たか} 貴き志を持つ人づくり」

「貴き志を持つ人」とは

- ・夢を実現するべく、変化する社会の中で意思を持って学び続ける人
- ・他者を尊重し、社会のために尽くす人
- ・シビックプライドを持ち、主体的に社会を変えていこうと行動する人

これまで本市は、一人一人が心豊かで充実した生活を実現できるよう、誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かして、大きな夢や希望を持つ「夢ある人」が育つことを目指してきました。

これからは、一人一人の夢の実現にとどまらず、あらゆる場所で挑戦し続け、「沼津を愛し、誇りを持ち、自分自身が関わって社会を変えていく」というシビックプライドを持った、「貴き志を持つ人」の育成を進めていきます。

位置付け

「沼津市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育が目指す基本的な方向や推進すべき施策を明らかにするものとして、本市の教育理念とその施策に関する基本的な方針を定めたものです。

本市における最上位計画である「沼津市総合計画」を踏まえるとともに、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌して策定しました。

期間

令和3年度から令和7年度までの5か年

基本方針

- 1 人間力を磨く教育
- 2 地域総がかりで取り組む教育

1 人間力を磨く教育

社会情勢がめまぐるしく変化し、予測が困難な時代を迎える中、自分らしくたくましく生きていくためには、「知」すなわち確かな知性、「徳」すなわち豊かな心、「体」すなわち健やかな体をバランスよく育て、個の資質を高めていくことが重要です。

夢と志を持って、可能性に挑戦するために必要な力を確実に育てていくため、「知・徳・体」の育成により人間力を磨く教育を推進していきます。



(1) 確かな知性の育成

情報化や国際化など、変化が激しく多様な考えがあふれる社会に即し、主体的に生き抜くための確かな知性の育成が必要です。

知を高めるための学びの充実や、グローバルな視点を持つ人材育成、知を支えるための教育環境の充実などの取組を通して、変化の激しい予測困難な時代を乗り越え、新たな価値を創造していくために必要となる確かな知性を育んでいきます。

(2) 豊かな心の育成

どのような時代にあっても、主体的に社会と関わり、感性豊かに生きていく力を備えることが必要です。

基本的な生活態度・生活習慣の確立に向けた取組や、様々なコミュニケーション機会の創出・提供、多様性を尊重し合う態度の育成などを通して、自立した人間として他者とともによりよく生きていくために必要となる豊かな心を育んでいきます。

(3) 健やかな体の育成

人生 100 年時代を迎える中、生涯にわたって明るく元気に暮らすためには、心身共に健やかであることが必要です。体力は、人間の活動の源であり、身体面だけでなく、意欲や気力といった精神面での充実にも大きく関わります。

スポーツ活動の必要性についての啓発やライフステージに応じたスポーツ機会の提供、健康教育や食育の推進などを通して、生涯にわたってたくましく生きるために必要となる健やかな体を育んでいきます。

2 地域総がかりで取り組む教育

市民の価値観やライフスタイルが多様化する中、持続可能な社会を築いていくためには、地域における人と人との繋がりを深めるとともに、地域に貢献できる人材を育て、豊かで活力ある地域社会を実現することが重要です。

地域の物的資源や人的資源を生かしながら生涯を通じた学びを促進し、人づくりとまちづくりの連携を推進していきます。



(1) 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進

郷土への誇りと愛着、地域社会の一員としての自覚を促すためには、本市の豊かな自然や歴史・文化を、誇るべき宝として認識することが重要です。

地域に対する市民の理解を深め、郷土を愛する心を醸成するとともに、文化財などの地域資源の保存や継承、利活用を推進していきます。

また、学校と家庭や地域、関係機関等との連携を促進し、地域で活躍する様々な人材を活用するなど、地域ならではの創意や工夫により、地域とともに特色ある学校づくりを進め、家庭や地域の教育力を向上させていきます。

(2) 生涯を通じた学びの推進

豊かで活力ある地域社会を実現するためには、誰もが社会の担い手となって活躍するための学びを促進する必要があります。

誰もが生涯にわたって学び続けることができるよう、様々な学習機会を提供するとともに、「スポーツのまち」として生涯スポーツを充実させ、芸術文化活動の振興を図るなど、主体的に地域社会を支え活躍できる市民の育成に取り組んでいきます。

また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続により、相互に連携しながら学びの連続性を確保し、切れ目ない支援や多様なニーズへの対応を充実させることなどにより、誰一人取り残さない支援体制を構築していきます。

(3) 人づくりとまちづくりの一体的な推進

まちの主役である「人」を大切にし、市民の誰もが安心して明るくいきいきと暮らせるまちづくりが必要です。

そのため、交通安全や防犯、防災、環境等に関する教育の充実を図り、夢の実現や地域社会の向上に向けて活動できる機会や場所を提供するとともに、スポーツの振興と観光施策との協働を図るなど、地域総がかりで取り組む人づくりと、人中心で魅力あふれるまちづくりを一体的に推進していきます。



沼津市教育大綱

令和2年12月